

令和 8 年度 杜の都ネイチャーポジティブセンター事務局企画運営等業務  
公募型提案審査随意契約(プロポーザル)募集要項

令和 8 年 6 月 26 日  
仙台市環境局  
環境部環境共生課

## 1. 目的

本要項は、杜の都ネイチャーポジティブセンター事務局企画運営等業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選出するために必要となる事項を定めるもの。

## 2. 募集概要

(1) 委託業務件名

令和 8 年度 杜の都ネイチャーポジティブセンター事務局企画運営等業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日～令和 9 年 2 月 26 日

(4) 提案上限額

金 4,983,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(5) 委託事業者の選定方法

公募型提案審査随意契約にて実施。選定事業者は 1 者とする。

(6) 担当

仙台市環境局 環境部 環境共生課 環境共生係 (担当：西出)

所在地：〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第二仮庁舎

MS ビル二日町 4 階

電話：022-214-0013

E メール：kan007130@city.sendai.jp

## 3. 参加資格

当該業務を的確に遂行する能力を有する法人であって、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市税の滞納がないこと。
- (4) 受付期限内に、仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っていないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けていないこと。
- (7) 共同事業体を構成し提案を行う場合は、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
- ア 全ての構成員が、上記（1）～（6）に掲げる条件を満たしていること。
  - イ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ウ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
  - エ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - オ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
  - カ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。

#### 4. 質問受付

説明会は実施しない。

業務内容及び選定方法に関する質問等については、下記のとおり質問等の受付を行う。

- (1) 受付期間：令和 8 年 7 月 1 日（水）17 時まで
- (2) 受付方法：
- ・ 質問事項等を質問書（様式第 1 号）に記入のうえ、電子メールで提出
  - ・ 電子メールのタイトルは「杜の都ネイチャーポジティブセンター事務局企画運営等業務に関する質問（事業者名）」とすること。
  - ・ 電子メールを送信した際は、環境共生課あて電話連絡すること。
- (3) 提出先：「2.（6）担当」のとおり。
- (4) 回答方法：令和 8 年 7 月 3 日（金）までに、すべての質問及び回答について市 HP に掲載する。

#### 5. 提案書の提出方法等

- (1) 提出期限：令和 8 年 7 月 10 日（金）17 時必着
- (2) 提出方法：郵送または持参とする。
- 郵送の場合：書留郵便等配達記録が残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を問わない。
- 持参の場合：受付時間は平日 9 時～17 時とし、持参予定時刻を事前に担当課あて連絡すること。
- (3) 提出書類
- |                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| ①参加表明書（様式第 2 号）                   | 1 部               |
| ②企画提案書（任意様式）                      | 8 部（正 1 部、写し 7 部） |
| ③経費見積書（様式自由）                      | 8 部（正 1 部、写し 7 部） |
| ④（共同事業体の場合）共同事業体結成に係る届出書（様式第 3 号） | 1 部               |

- ⑤事業者概要説明書（様式第4号） 1部

共同事業体の場合は、全構成員についてそれぞれ提出すること。

- ⑥誓約書（様式第5号） 1部

※作成上の注意については、「6. 提案書等の作成要領」を参照のこと。

(4) 提出先

「2. (6) 担当」のとおり。

(5) 参加資格審査結果

企画提案書等の受付後、環境共生課長により参加資格の審査を行い、結果を令和8年7月14日（火）までに参加表明書に記載のメールアドレスあてに通知する。

## 6. 提案書等の作成要領

(1) 提案書はサイズ A4 判横カラー上下開き左横書きで作成し、表紙含め 15 ページ以内とする。

(2) 表紙には業務名、会社名、担当者名、連絡先電話番号を記載すること。

(3) 企画提案書には下記の事項を必ず入れること。

①受託事業の実施方針

②受託事業の運営体制（組織・人員等）

※個人情報を取り扱う作業場所の予定所在地を示すこと。

再委託先がある場合は、再委託する理由、業務分担を含め、併せて記載すること。

③仕様書「5. 業務内容」についての具体的な実施内容、実施方法、実施スケジュール、運営計画等の企画提案内容

④杜の都ネイチャーポジティブセンターの活動や多様な主体による生物多様性増進活動を活発化させるための独自の創意工夫

⑤受託事業に活用可能な自社の強み

⑥受託事業と関連する業務の実績（あれば）

(4) 経費見積書については内訳が分かるように作成すること。

## 7. 受託候補者の選定

(1) 審査委員会

受託候補者の選定を目的として設置した「令和8年度 杜の都ネイチャーポジティブセンター事務局企画運営等業務受託者公募に係る審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、以下の審査基準をもとにした「書類審査」並びに「プレゼンテーション及びヒアリング」審査を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づき評価（採点）する。

審査項目	評価の観点	配点	小計
業務内容の理解	本事業の目的、特色等を十分に理解したうえで提案がなされているか	10	10

業務の遂行能力	当該事業を実施する能力、組織体制、人員を有しているか	5	15	
	当該事業と関連する業務の実績を有しているか	5		
	地元企業との連携・協力体制があるか	5		
提案内容 (効果・具体性等)	提案された事業内容が目的の達成に向けて効果的かつ実現可能なものであるか	10	10	
提案内容 (創意工夫)	杜の都ネイチャーポジティブセンターを通じて市内のネイチャーポジティブを発展させるため、自社の強みを活かした創意工夫があるか	10	10	
予算額の妥当性	提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的かつ経済的であるか	5	5	
			合計	50

### (3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

①実施日時 令和8年7月17日(金)9時30分～

②実施場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎2階中会議室

※集合時間・場所の詳細は別途参加表明書記載のメールアドレスあてに通知する。

#### ③実施方法

ア 企画提案書をもとに業務の概要等について口頭にて説明を行うこと。

イ プレゼンテーションは、企画書を提出した順番で実施する。

ウ プレゼンテーションの持ち時間は1者あたり25分程度(説明15分、質疑応答10分)とする。

エ 出席者は1者あたり3名以内とし、本事業を実施する際の事業担当者を主たる説明者とする。

オ プレゼンテーションは、事前に提出した提案書のみを用いて行うこととし、補足資料やパソコンは使用しないものとする。

カ ヒアリングを正当な理由なく欠席したプロポーザル参加者は、本件プロポーザルを無効とする。ただし、悪天候、社会情勢の変化、出席予定者の事故等、審査委員会委員長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合はこの限りではない。

#### ④審査方法

全審査委員の合計得点が最も高い点数を出した提案者を本業務の受託候補者として特定する。同一点数により1者を選定できない場合には、審査委員会において協議の上、委託候補者を選定する。

なお、審査委員一人の持ち点を50点とし、合計200点満点で評価(採点)する。ただし、合計得点が満点の6割未満の場合は受託候補者として特定しない。

## 8. 受託候補者の決定

審査結果については全ての提案者に対し通知する。非採定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内に、書面(様式自由)での請求により仙台市に説明を求める

ことができる。仙台市は、その翌日から起算して10日以内（休日を除く）に、書面により回答する。

## 9. 契約、個人情報の取り扱いに関する事項

- (1)本業務の実施にあたっては、会員・出展者等の個人情報を取り扱う必要があることから、本市「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づく審査会での審査が必要となるため、個人情報の取り扱いは当該審査会の承認後となる。
- (2)受託候補者は、本市が指示する上記審査会に必要な資料を作成すること。また、受託候補者の選定に先立ち、当該資料の作成を求める場合がある。
- (3)上記ガイドラインにより、本業務の受託には、情報セキュリティに係る所定の認証（ISMAP、ISMAP LIU、ISMS）を取得していない場合、業務担当者（個人情報保護責任者）の本市「個人情報保護責任者セキュリティ研修」の受講が必要となる（業務開始前まで）。受講済みの場合であっても、令和5年3月31日以前の受講である場合は、改めて受講が必要となる。
- (4)上記審査会に先立ち、この契約の履行に係る個人情報の取り扱いの状況について、受託者（個人情報に係る業務を再委託する場合は再委託先）の作業場所その他施設について調査を行う場合がある（立ち入りが必要な場合、発注者と受託候補者で調整の上、令和8年8月4日までの期間に実施することとする）。
- (5)契約後は、本業務仕様書の他、別紙1「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び別紙2「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」に記載の項目を遵守し、必要な手続き、届出等を行うこと。

## 10. 日程(予定)

令和8年	7月1日（水）17時	質問書締め切り
	7月10日（金）17時	参加表明書・提案書等提出締め切り
	7月17日（金）9時30分～	提案審査会
	7月22日（水）	受託候補者決定通知
	7月22日（水）	外部委託審査会資料提出締め切り
	8月3日（月）	業務委託契約締結
	8月5日（水）	個人情報外部委託審査会
令和9年	2月26日（金）	業務完了

## 11. その他留意点

- (1)書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2)提案書には複数のプランを記載してもよいが、独自の創意工夫で提案する企画等については、各々の費用について記載することとし、予算額に含まれない企画等についてはオプションとして明示すること。
- (3)採定されなかった場合、提出書類は返却または廃棄する。
- (4)提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止を行うことがある。

- (5)提出書類は、業者を採定する用途以外には提出者に無断で使用することはない。ただし、審査作業に必要な範囲において提出書類を複製することがある。
- (6)提案期限後の書類の提出は認めない。また、期限後の書類の差し替え及び再提出についても認めない。
- (7)契約については、事前に委託内容・委託料について協議のうえ随意契約を締結する。なお、選定された者と契約が成立しない場合は、次点者と契約する場合がある。
- (8)契約の締結にあたっては、最も評価の高かった企画提案の内容を特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、選定された提案をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容及び委託費について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。その際には、協議が整った後、委託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。